

令和2年 第12回浅口市農業委員会議事録

令和2年12月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	—	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	欠	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	欠
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	欠	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第42号 農用地利用集積計画について
- 議案第43号 農地の競売に対する買受適格証明願承認について

日程第4 報告事項

- 報告第24号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年1月15日（金））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第12回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において1番問田委員、3番友田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

611番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年12月15日提出。

番号611。ここで、議案書の訂正をお願いいたします。譲受け、譲渡しの理由を贈与といたしておりますが、その後、申請者から連絡がありまして、譲受け理由を増反に、譲渡し理由を労力不足に訂正をお願いしたいと思います。

番号611の土地の所在地は、全て小坂西です。

番号611-1、地目、田。面積379平方メートル。

番号611-2、地目、畑。面積65平方メートル。

番号611-3、地目、畑。面積190平方メートル。

611-4、地目、田。面積900平方メートル。

番号611-5、地目、田。面積722平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂西、42歳、会社員兼農業。譲渡し人は、山口県下関市、38歳、会社員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 虫明です。

この案件は、地図で言いますと1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページになりますが、まずこの案件の4番、5番、ここに田んぼがありまして、これを、話をしたところ、ここのお孫さんが山口県に住んでおられまして、もうついでに私のおばあさんが住んでいた近所の田んぼや畑も管理してくれんかというこ

とで、番号で言いますと1番、2番がちょうどこの家の前と横の敷地になりまして、次に3番が、場所と言いますと扶桑薬品を西にずっと斜めのところに行ったところにセブンイレブンの基地というんですか、そのもう一個下のほうの土地になりまして、新幹線との、ちょうど変電所の間ぐらいになるところにあります。ついでにここも引き受けてくれということで、引き受けたみたいです。4番、5番は、これは田んぼでして、ここはきれいに開いて耕しておられます。別に問題はないと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明が質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、611番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、615番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号615、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積603平方メートル。

　　譲受人は、鴨方町益坂、70歳、団体役員兼農業。譲渡し人は、兵庫県神戸市、50歳、会社員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

　　以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 　　次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　7番西本です。

　　この件は、場所は夫婦池の西側です。今の現状は、全員が耕作していますので 名義変更だけです。何も問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、615番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、617番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号617、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積218平方メートル。

　　譲受人は、鴨方町六条院東、35歳、会社役員兼農業。譲渡し人は、寄島町、61歳、公務員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認め

られます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、旧JA岡山西の四条原店があります。その南へ200メートルぐらい行ったところにあります。この案件の周りは太陽光発電、それから周りは全部荒れた耕作してない土地になります。譲渡し人のほうが管理できないため、近隣の方に譲り渡すということでもあります。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、617番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、620番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号620、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積328平方メートル。

譲受人は、鴨方町本庄、73歳、農業。譲渡し人は、兵庫県西宮市、73歳、会社役員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。

この件は、熊の池の北側に当たります。別に問題はありません。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、620番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、621番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号621、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積203平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院中、79歳、農業。譲渡し人は、香川県高松市、85歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、先ほども申しあげましたJA岡山四条原店から北西ですか、300メートルぐらい行ったところですか。天満池というのがあるんですが、そのちょうど東側にあります。譲渡し人と譲受人は血縁関係でありまして、また現在、譲受人のほうはずっと耕作をしております。問題ないと思います。審議のほうよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、621番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認めます。許可することに決定をいたします。

続きまして、622番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号622-1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積348平方メートル。

番号622-2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積73平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院中、79歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、84歳、農業ほか1名。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

先ほど申しあげました、天満池からちょうど西へ300メートルぐらい行ったところにあります。譲渡し人と譲受人は血縁関係で、譲受人のほうはずっと耕作をしている土地であります。問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、622番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 議案第40号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
609番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。
議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について。令和2年12月15日提出。
番号609、土地の所在地、鴨方町益坂。登記地目、田。現況地目、畑。面積315平方メートルのうち10平方メートル。
申請人は、鴨方町益坂、66歳、自営業兼農業。転用目的は、太陽光パネルの設置です。施設の概要は、太陽光パネル1基、パネル10枚、出力1.85キロワットです。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準も問題ありません。
以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は雑種地です。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。
この件、場所は夫婦池の西側に、パネルをつけるばかりで問題はないんじゃないかと、そういうことで。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、609番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第41号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
610番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。
議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年12月15日提出。
番号610、土地の所在地、金光町須恵。地目、畑。面積143平方メートル。
譲受人は、金光町須恵、60歳、会社員。譲渡し人は、金光町須恵、65歳、調理師。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場3台36平方メートル、倉庫7.5平方メートル。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 なお、転用後の地目は雑種地です。
 委 員 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
 3番友田です。
 この土地は、佐方の長津というところから須恵に行ける市道がありまして、遥南牧
 場を過ぎた、須恵に入って北に向かってこのぐらいになります。ちょうどバイパスの
 須恵のところの北側になります。場所は、譲受人のちょうど家の隣というか、道路沿
 いに面した家の隣の面積で、駐車場、この辺に適してるということです。譲渡しが
 ちょうど道路を挟んだ向かいに住んでまして、お二人でお話をされて決まったとい
 うことで、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
 委 員 なし声
 議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、610番の件についてご異議ありませんか。
 委 員 異議なし声
 議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、618番の件について、事務局の説明を求めます。
 事務局 番号618、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積590平方メー
 ル。
 譲受人は、倉敷市黒崎、不動産業者。譲渡し人は、愛知県名古屋市の、93歳、農
 業。転用目的は、分譲住宅です。施設の概要は、分譲宅地2区画461平方メー
 ル、駐車場4台分129平方メートル。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権
 利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
 なお、転用後の地目は宅地です。
 議 長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。
 委 員 1番問田です。
 このところですが、金光のセレモニー光会館がありますが、この東側の、家が詰ん
 どんですが、その間にこれだけの土地が残っております。それで、590を分譲住宅
 にするという形で出ておりますので、この辺、公共下水も通っておりますし、いろい
 ろな問題もないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
 委 員 なし声
 議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、618番の件についてご異議ありませんか。
 委 員 異議なし声
 議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、619番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号619、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積114平方メートル。譲受人は、金光町占見新田、53歳、会社員。譲渡し人は、愛知県名古屋市、93歳、農業。転用目的は、宅地拡張です。施設の概要は、駐車場3台分114平方メートルで、農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、問田委員、補足説明をお願いします。

委員 1番問田です。

先ほどの618番の引き続いて619番の土地がありますが、その一番端を、618番が要するに分譲住宅になる。それで、619番を駐車場にするということで、別に問題はあります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、619番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第42号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、鍋谷委員が当事者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、鍋谷委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(鍋谷委員 退場)

議長 それでは、お願いします。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第42号農用地利用集積計画について。令和2年12月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号48番から60番の13件は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者10名の農地21筆です。更新が9筆で新規が12筆、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が9件、10年以上が4件です。地目別設定面積は、田1万3,434平方メートル、畑7,247平方メートル、計2万681平方メートルです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をします。
 鍋谷委員に入室をしてもらってください。
 (鍋谷委員 入場)

議 長 鍋谷委員に報告をします。
 議案第42号については承認されました。
 議案第43号農地の競売に対する買受適格証明願承認についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号農地の競売に対する買受適格証明願承認についてでございますが、議案書8ページのとおり1件の証明願が提出されております。
 位置図は、19、20ページになります。
 こちらは、農地の競売において耕作目的での参加資格を求める案件でございます。買受適格証明書の申請手続は、各許可申請の手続に準じて行い、本件では農地法第3条の基準、下限面積や労働力などを満たしている場合は、買受適格証明書を交付することとなります。また、証明書を交付した際のその後の処理ですが、事務の迅速化のため、申請人が落札者と決定し農地法第3条の許可申請を提出した場合、許可する場合がありますので、これを併せてご審議のほどよろしくお願いいたします。
 それでは、説明させていただきます。
 番号612、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積611平方メートル。
 申請人は、鴨方町本庄、60歳で、競売、特別売却日は令和2年12月22日です。
 申請人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、競売の落札者と決定し本農地を取得しても、全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、買受適格証明書を交付する基準を満たしていると考えられます。説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、議案第43号の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
 報告第24号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。
 議案書は9ページになります。

報告第24号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年12月15日提出。

番号613、土地の所在地、寄島町。地目、畑。面積661平方メートル。

借受人は、倉敷市玉島、51歳、農業。貸出人は、寄島町、79歳、農業。合意及び引渡し年月日は、令和2年11月12日です。

番号614、土地の所在地、寄島町。地目、畑。面積408平方メートル。

借受人は、倉敷市玉島、51歳、農業。貸出人は、寄島町、65歳、農業。合意及び引渡し年月日は、令和2年11月12日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①農業委員の欠員について

②岡山県農業会議からの答申について

③岡山県農業会議主催研修会について

④次回の委員会について

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時05分）

